

令和 6 年 12 月 20 日

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付

被災住宅の補修等のための電話相談体制について ～被災住宅の相談窓口を「住まいるダイヤル」に一本化します～

令和 6 年能登半島地震で被災した住宅の補修・再建に関する電話相談の国レベルの窓口を、令和 7 年 1 月 6 日以降、「住まいるダイヤル」に一本化します。

石川県内の団体が開設している窓口は引き続き相談を受け付けています。

- 令和 6 年能登半島地震で被災した住宅の補修・再建に関する電話相談は、石川県内の団体が開設している窓口のほかに、国レベルにおいても「令和 6 年度能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル」と「住まいるダイヤル」にて対応しているところです。
- 電話相談件数の減少を受けて、令和 7 年 1 月 6 日以降、国レベルの窓口を、国土交通大臣の指定を受けた住宅専門の相談窓口「住まいるダイヤル」に一本化します。
（「令和 6 年度能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル」は令和 6 年 12 月 27 日 17 時に終了します。）

『住まいるダイヤル』

03-3556-5147

【受付】10 時～17 時

（土日・祝日・年末年始を除く）

実施主体：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

- なお、石川県内の団体が開設している以下の窓口でも、引き続き電話相談を受け付けています。

- ① （一財）石川県建築住宅センター「震災住宅相談ボランティアダイヤルいしかわ」
建築士等が被災された住宅の建替えや修繕、構造・施工等の技術的な相談をお受けします。

電話：0120-868-616

受付時間：10 時～12 時・13 時～15 時（土日・祝日を除く）

<http://ikjc.jp/news.html#news1>

- ② （一社）石川県木造住宅協会・（一社）石川県建設業協会

住宅の建替え・修理の相談受け付けや、ご希望に応じて工事業者の手配を行います。

電話：0120-123-688

受付時間：9 時～17 時（土日・祝日を除く）

<https://www.jiwood.or.jp/reconstruction/>

【問い合わせ先】

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付

代表：03-5253-8111